

## 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する 特別措置法施行令について

### 1. 趣旨

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の施行に伴い、特定損害保険契約の保険金額の下限、担保上限金額の算定の基礎となる金額等を定めるものである。

### 2. 概要

#### (1) 特定損害保険契約の保険金額の下限（第1条関係）

特定損害保険契約の保険金額の下限は、6億4800万円とする。

#### (2) 担保上限金額の算定の基礎となる金額（第2条関係）

特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額としてタンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して定める金額は、6094億6717万8000円とする。

#### (3) 納付金の金額（第3条関係）

特定タンカー所有者が納付する納付金の金額は、一年当たり、1500万円とする。

#### (4) 特定保険者交付金交付契約の解除事由（第4条・第5条関係）

- ・ 超過した場合に特定保険者交付金交付契約の解除の事由となる納付金の納付期限は、当該特定保険者交付金交付契約の締結の日とする。
- ・ その規定の違反が特定保険者交付金交付契約の解除の事由となる法律を定める。

#### (5) その他

その他、所要の規定の整備を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

閣	議	平成24年6月22日（金）
施	行	公布の日